

審 査 基 準

令和4年5月13日

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の2の2第1項（更新の申請の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。） 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）は15日 道路交通法第101条の2の2第1項の規程に基づく申請をした場合の石川県公安委員会（経由地公安委員会）から住所地管轄公安委員会への更新申請書等の送付にかかる期間は5日
申 請 先：優良運転者講習、一般運転者講習又は道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者は、石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署交通課若しくは鶴来、穴水、能登の各庁舎 違反運転者講習又は初回更新者講習該当者のうち、輪島、珠洲の各警察署管内に住所を有する者は石川県警察本部運転免許課免許係又は住所地を管轄する警察署の交通課若しくは分庁舎、その他の市町村に住所を有する者は石川県警察本部運転免許課免許係 道路交通法第101条の2の2第1項の規程に基づく申請をする者は石川県警察本部運転免許課免許係

問い合わせ先：石川県警察本部 運転免許課免許係
(電話 076-238-5901 内線312)

備 考：